

会費に対する支出の見直しについて（案）

1 現行の取扱い

【対象】

各種団体・地域団体等が主催するもので、議員が政務活動に係る意見交換や情報収集等を目的として参加する会合等の会費及びこれに類するもの

【上限額】

1人1回あたりの上限額は10,000円

【留意点】

- ・他団体が主催する会合等であること。
- ・主催する各種団体等の規約・通知等により金額、場所等が明確にされていることが望ましい。
- ・議員が所属する町内会やPTA、趣味の会など私的又は個人的に関係する会合、一つの企業等が開催する会合、政党・政治家等が主催するパーティー等には充てられない。
- ・公職選挙法の寄附に当たる場合は支出できない。
- ・意見交換を伴わない場合や懇親・親睦、飲食を主目的とする場合には支出できない。

【整理・保管すべき関係書類】

- ・当該会合等について、日時・場所・名称・参加目的等を記載した活動記録を作成することが望ましい。作成した場合は、整理・保管しておく必要がある。

【会合例】

新年会、忘年会、総会後の懇親会 など

2 見直しの方向性（案）

- 「懇親・親睦、飲食を主目的とする場合には支出できない」としている現行規定をより適正に運用することを会派間で申し合せ、飲食（茶菓を除く。）を伴う会合の会費への支出を禁止する。
- 現行の手引で「望ましい」としている規定を以下のとおり改正
 - ①各種団体等の通知等により金額、場所等が「明確にされていること」と明記
 - ②当該会合等に関する活動記録を「作成し、整理・保管しておく必要がある」と明記するとともに、提出・公表（※）する。

※ 提出・公表については条例改正（平成30年第1回定例会で予定）で規定。
ただし、会派間の申し合せにより平成30年1月支出分から先行して対応